



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	共同正犯における意思連絡の要否とその内実 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	中田, 翔太
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第15701号
Issue Date	2024-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/91989
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Shota_Nakata_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（法学）

氏名：中田 翔太

審査担当者	主査 教授	城下 裕二
	副査 教授	小名木 明宏
	副査 教授	松尾 誠紀

学位論文題名

共同正犯における意思連絡の要否とその内実

本論文は、刑法の共同正犯における意思連絡を考察の対象として、意思連絡がそもそも共同正犯の成立要件として必要なのか、また、それが必要であるとして意思連絡を成り立たせる要素はどのようなものであるか、という共同正犯の主観面における本質を解明するものである。

第1章では、議論の前提として、因果的な影響がなければ、結果に対していかなる範囲で個人が責任を負うのかが明らかではないため、因果的共犯論は共同正犯にも適用されるべきことが確認される。また、共同正犯の正犯性を基礎づける「一体性」は関与者間の関係性という観点から把握され、その内容は、英米法のコンスピラシーについて心理学的・経済学的な視点から分析する見解を参照しつつ考察した結果、「集団としての危険」にあることが明らかにされる。

第2章では、共同正犯における意思連絡の要否についての検討が行われる。ここでは、現行刑法の沿革等に照らすならば、主観的要件として何らかの意思の伝達・了解は必要であると考えられ、特に集団としての危険をもたらす関与者間の関係性という本論文の「一体性」の観点からは、意思連絡を欠く片面的共同正犯は否定すべきであるという結論が得られている。

第3章では、共謀共同正犯の「共謀」の意義について考察し、結論的には、共謀は主観的要件として理解すれば足り、さらに意思連絡も主観的要件として理解すべきであるとされている。意思連絡と故意の関係については、両者の検討内容が重なることはありうるものの、要求される根拠の相違から異なる要件であると位置づけられている。

第4章では、関与者は互いに意思の表明・了解のやり取りをどこまで続ける必要があるかという意思の「相互伝達」の問題について分析される。①自らが表明した意思を相手方が了解し、②相手方のその意思を自らが了解した上で、③再び自らの意思を相手方が了解するという意思の相互伝達のプロセスのうち、本論文のいう「一体性」の観点からは、「相互伝達」に関しては原則として②で足りる一方、個々人では不可能であることを行うことができるようなシステムが構築されている場合には、②を充足しないときでも意思連絡が認められることが明らかにされている。

第5章は、意思連絡として了解すべき内容について類型化を試み、(a)支配型共謀共同正犯では、実行担当者が心理的拘束をもたらす事情を了解していることを前提として、背後者から実行担当者に対して指揮命令を発し、実行担当者がそれを了解することが必要であり、(b)分担・代表型共謀共同正犯及び(c)使役型共謀共同正犯では、関与者は自らが集団の構成員であると了解することが求められ、意思連絡の内容として、集団を形成すること、またはすでに形成されている集団に関与者が参加することの合意が要件となることが論じられている。

第6章では、第5章で得られた知見をもとに、従来最高裁判例（最大判昭和33年5月28日・

最決平成 15 年 5 月 1 日・最決平成 30 年 10 月 23 日) を素材とした具体的な検討が行われる。

終章では、残された課題として、集団に関する心理学的・経済学的な知見の今後の発展を共同正犯における一体性の議論に継続的に反映させていく必要があること、意思連絡の判断に際して考慮すべき事情の具体例を分析すべきこと、さらに、共同正犯における意思連絡以外の要件である「重要な役割」に関する検討が求められることが示されている。

このように、本論文は、先行研究においては必ずしも十分に明らかにされてこなかった、共同正犯の主観的要件としての「意思連絡」の具体的内容について、共犯の処罰根拠論に遡って再検討するとともに、個々の事案に即した問題解決が可能となる判断枠組みを提示した貴重な労作である。また、英米法のコンスピラシー概念に示唆を得つつ、共同正犯の主観的要件論に心理学的・経済学的な知見との交錯を見出した点においても独自性が高いと評しうる。他方で、本論文が主張する「集団としての危険」を有する意思連絡は、体系的には主観的違法要素として位置づけられるものと解されるが、故意の他にそうした要素を求めることについては、とりわけ単独正犯と比較した場合の犯罪論全体との整合性が問われよう。また、本論文が「相互伝達」の緩和を認める「システム」は、既存の事実としてはネット上の動画投稿サイトが挙げられるにとどまるが、他にいかなる媒体が想定されうるかについても明確にする必要がある。その際には、共同正犯の類型論もより精緻化されるべきであると思われる。もっとも、これらの問題は今後のさらなる検討によって解決されるべきであり、本論文がわが国の刑事実務及び学説に大きく裨益するものであることに変わりはない。

以上の次第で、審査委員全員の一致した結論として、本論文は博士（法学）の学位を与えるに相応しいものと判断された。